

公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター評議員
及び役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター（以下「センター」という。）定款第13条及び第27条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等の支給の基準について定めることを目的とし、一般社団法人及び公益財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、かつ、週3日以上法人の業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいい、理事及び監事と併せて役員等という。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員の報酬は月額とし、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。

3 月額の報酬を受ける役員の報酬は、就任の月から退任の月まで支給する。ただし、退任の日の属する月の途中で再任された場合には、再任に係る月分の報酬は、支給しない。

(報酬等の額及び支給日等)

第3条の2 この法人の常勤役員の報酬等の額は別表第1「常勤役員の報酬等」のとおりとする。

2 前項の報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

3 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融指定口座に振り込むことができることとし、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

4 その他支給に関し必要な事項は、公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター給与規程の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

(費用)

第4条 役員等には、その職務を行うために要する費用を遅滞なく支払うものとする。また前払いを要するものについては前もって支払うことができるものとする。

2 前項の額は、やむを得ない場合を除き、最も経済的な通常の経路及び方法において必要となる費用を上限とする。

3 この法人の非常勤役員及び評議員の費用の額は別表第2「非常勤役員及び評議員の費用」のとおりとする。

(公表)

第5条 センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に規定する報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年5月28日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和3年3月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表第1 常勤役員の報酬等

専務理事 年額 1,500千円までの範囲内(職員を兼務するときは年額 500千円までの範囲内)

別表第2 非常勤役員及び評議員の費用

非常勤役員 理事会出席等の都度，費用として1人上限3千円までの範囲

評議員 評議員会出席の都度，費用として1人上限3千円までの範囲